

起因物、事故の型：掘削用機械 - 激突されの死傷災害発生事例（2017年）

2017 年 発生 月	時間	死傷災害発生事例	年 齢	業種小 コード	労 働 者 規 模
1	10~ 11	覆工坂を開けて掘削作業中、操作者が掘削溝内を確認しようとバックホウを前進した時にバランスを崩し傾き、バケット部分が掘削溝内に居た作業員に接触して転倒し、バケットと地面の間に挟まれた。	62	30199	1~ 9
1	10~ 11	当社で受注した送水管工事において、当日の朝から新設の鋳鉄管を布設（1本目）し、在来土にて埋戻を行っていた。被災者は、埋戻用の土砂（在来土）を土砂置場より4tダンプで運搬しバックホーの後方に停車しバックホーのオペレーターがバックホーにて4tダンプの荷台から土砂をすくい鋳鉄管の布設されている開口部へ埋戻を行っていた。バックホーのオペレーターが、被災者の4tダンプより土砂を4~5回すくい埋戻を行い、再度4tダンプの荷台から土砂をすくう為、開口部から右旋回したところ、被災者が田の畔に立っているのに気づかず、バックホーのバケット底部と被災者の頭頂部が接触し被災した。	62	30203	1~ 9
2	10~11	マイナス4m岸壁上で、防舷材取付作業をしている時、バックホウの操作をしていた者が上半身を動かし左右確認の時、肘がレバーに接触し、バケットが50cm~60cm落下しバケット下の作業員に接触した。背中を強打し顔面及び胸を上部コンクリートに強打した。	25	30111	1~ 9
2	10~11	マイナス4m岸壁上で、防舷材取付作業をしている時、バックホウの操作をしていた者が上半身を動かし左右確認の時、肘がレバーに接触し、バケットが50cm~60cm落下しバケット下の作業員に接触した。背中を強打し顔面及び胸を上部コンクリートに強打した。	19	30111	1~ 9

2	14~15	バックホウで、原木を移動させるために被災者が原木にロープをくくっている時にバックホウのバケットが当たった。	76	30199	1~9
2	16~17	道路の舗装工事でバックホウが稼働しているところに近寄り過ぎ、その上、足を滑らせた為にバックホウと接触して左足を負傷してしまった。	24	30106	10~29
3	16~17	側溝清掃作業中、使用機械BF015の状況はエンジン、アイドリング状態で安全レバーはロック状態であった。作業開始時、オペレーターの着用していたトラショッキに操作レバーが引っかかっているのに気づかず安全レバーを下げた。BF0.15はアイドリング状態であったため、ゆっくり旋回をして作業員の左側の足腿に接触し、ブロック側に押され、その際に作業員が持っていたスコップが股の間に挟まり、接触した反対側の右側の恥骨にひび、骨折を負った。	65	30309	10~29
3	10~11	被災者は幅が狭い道路にて、住宅保守工事の警備業務中、工事用車両（バケット、以下バケット）の側で歩行者及び車両誘導を行っていた際、軽車両の運転手から道路を通行しようとしたが、道路幅が狭く、バケットがあることで通れないと言われたため、バケットを移動させ、被災者も移動した。被災者がバケットの側へ向かったときに軽車両がバックし、被災者の左足首にタイヤが当たり負傷した。	66	170201	50~99
3	13~14	自社所有の畑において、道路舗装工事をしていたところ、コンクリートの表面仕上げをコテで作業していた被災者が、近くで地均しをしている重機（ユンボ）の作業範囲内に立ち入ってしまった。戻ろうとした際、ユンボの動きに間に合わず左足ふくらはぎを強打し、左足首骨折および左足脛ひびを負った。	62	30199	10~29
3	14~15	建設機械を使ってコンクリートをはがす作業中、建設機械の作業を補助するため近くではつりをしていたとき、バケットが跳ね上がり接触して負傷した。	41	30199	30~49
4	14~	工事帯内から道路上の一般車両の流れを確認していたところ、バックしてきたユンボが被災警備員に気づかず、被災警備員の右足に乗り上げ負傷し	47	170201	50~

	15	た。			99
5	14～ 15	ミニコンボで掘削している時に、バケットの前で背中を向けて、跪いて柵を設置し始めたときに誤ってバケットを伸ばし、足に当たった。	64	30203	1～ 9
6	11～ 12	道路工事の片側交通誘導警備中、工事現場からバックフォーが道路上の工事箇所に出るため誘導を行った。バックフォーが停止したことを確認し、そのまま片側通行規制の交通整理に戻り立哨していたところ、そのバックフォーが道路上で曲がりきれず方向転換しようとした時に、警備員が近くにいたことに気がつかず、右足付近にバックフォー右側後部のキャタピラーが接触し負傷した。	65	170201	10 ～ 29
6	14～ 15	新築工事にて、擁壁の捨てコン打設作業中、不足の生コンを会社に無線で連絡し、車から降りる際、旋回した重機の後方と車のドアの間に身体が挟まれ、腰・臀部・太ももを打撲し負傷したものである。	38	30201	10 ～ 29
6	15～ 16	舗装現場町道でコンボはセメント処理（不陸整形）、被災者はその後方で地盤を均す手作業中、コンボとの間隔があまりなかったことと、もう一台のコンボが作動中で、被災者はバックしてくるコンボの音に気付かず、接触し事故に至った。コンボ運転手の周りの安全確保と、被災者の機械作業エリアへの接近が原因と思われる。	47	30106	10 ～ 29
6	8～9	盛土の現場において、地盤改良のセメント攪拌作業のため、バックホウバケットでの攪拌を指示していたが、指示に従わず、フォーククローに交換しようとしてバケットを外し、クローに交換中、クローが突然開き、被災者の左足にぶつかった。その際、安全靴を着用していたが、甲に当たった。	58	30109	1～ 9
7	16～17	他作業員3名と流路工の玉石敷設時にベッセルを斜めに傾け、玉石を転がしながら作業していた時、意図しないタイミングで玉石が落ちてきて左手に当たり受傷した。	53	30199	10 ～ 29
9	10～	RC進4F建物K棟建屋解体後、K棟コンクリートがら集積場において、0.7?バックホウにマグネットアタッチメントを取り付けコンクリートがらと鉄筋くずの仕分け作業をしていた。被災者は、コンクリートがらの中にゴミ	53	30309	1～

	11	を見つけ、ゴミを取ろうと重機作業半径内に立ち入った。重機オペが被災者に気付いていない状況で、旋回およびアームを伸ばした事により、マグネットアタッチメントが被災者の脚に接触し、被災した。			9
9	16～ 17	医院クリニックに新築現場にて埋戻しの過程で砕石敷均し作業をしていた所、左旋回してきたコンボのバケットが本人の右側面に激突されてしまい、その反動で倒れた下のアンカーに左側面が接触し負傷した。	66	30201	30 ～ 49
10	9～ 10	PBφ150ガス管新設工事において、被災者が既設管を手握りで確認する際、重機で手前を掘り下げるよう指示をしたが、誤って重機のバケットが被災者の右手甲に接触し、握っていたスコップとバケットの間に手が挟まれ、右手の甲を負傷したもの。	55	30209	1～ 9
10	9～ 10	地盤改良現場にて、固化材のフレコンの荷卸しのため、ダンプ車の荷台上で玉掛け作業を行っていた。フレコンをバックホー車のフックに玉掛けした後、安全な場所に退避する前に吊り上げ、移動させたため吊り荷に接触し、荷台から転落した。	53	40301	10 ～ 29
10	9～ 10	埋立工事の岸壁で吸い出し防止材（エンドレスマット W=300m/m、L=3m）の取付作業をしているとき、バックホー（0.14?）がエンドレスマットの取付位置の調整のために、それをバケツで押さえていた。調整が終わったので、被災者が吸い出し防止材を右手で押さえた。バックホーのバケツで離そうとしたときにそれが被災者側に動き、コンクリートとバケツの間で右手示指の先端を挟んだ。	48	30106	1～ 9
11	13～ 14	グラップル重機を2名で点検作業中に、相手作業員が、誤って作業レバーに触れ、プロセッサヘッド（木材を掴む部分）が重機本体方向へ作動してしまい、被災者を直撃した。その反動で頭部を重機本体にぶつけ裂傷し、地面に倒れた際に衝撃で左手首骨折及び背骨を圧迫骨折した。	64	60201	1～ 9
11	11～	被災者を含む5名でUV管布設の為、道路の法面を深さ1.3m掘削し、シーティング（簡易土留め：高さ2.5m、幅1.2m、長さ3m、重さ1.6t）を設置する作業をしていた。被災者がシーティング上に乗っていた泥を落とすため下に置いているほうきを取ろうと右手をシーティングにかけ左手を伸ば	39	30109	1～

	12	したところ、右手の指先が0.45tバックホウで設置中のシーティングと設置済みのシーティングに挟まれ被災した。バックホウからは死角になっていた。			9
11	14～ 15	太陽光発電設備工事内において、バックホウで法面整形をしている時に、バケットを左に旋回させた際、作業員が重機の作業半径内に立ち入ってしまった。作業員の左足とバケットが接触し、足の甲と小指を骨折した。	25	30199	30 ～ 49
11	10～ 11	病室にて、床にスタッフと共に転倒している患者をベッドに戻そうとしている時に、そのスタッフに、ベッドに戻すための力が足りなく1人で戻す状態になり、腰痛が出現した。	73	30301	1～ 9
11	9～ 10	被災者（以下「甲」）当日の就業場所である工事現場にて、2tトラックをバック誘導していた時、停止していたショベルカー（以下「乙」）が後進して、乙キャタピラ後部に甲の左足首上部が接触し、甲は負傷した。	65	170201	100 ～ 299
11	16～ 17	パワーショベルが左側方向約45～60度旋回時に、右側後方で接触、倒れたものと思われる。旋回半径内の確認不足による接触であり、今後パワーショベル等機械の作業範囲内の立入禁止と、オペレーターの確認を徹底する。	70	150109	1～ 9
11	15～ 16	水道工事を行っていた。埋戻し作業時にダンプから碎石を荷卸した後に、ユンボにて碎石を押そうとバックしたところ、ユンボの後に作業員が立っていたところ接触した。	41	30201	1～ 9
11	11～ 12	平坦な場所になっており掘削作業を行っている時に、重機が旋回しようとして旋回時に周辺を通ろうとして重機のバケツが腰部付近に当たり転倒した。すぐに本人に確認をしたが大丈夫だと申告してきたので当日はそのまま作業について終了したが、翌日痛いとのことで本人が病院に行った。	48	30201	—
11	16～ 17	当日、クレーン設置個所の盛土作業であり、盛土材の敷均しを行っていた。作業中のバックホーが前進したため、当該作業員がバックホーの後方に立ち入り敷均し作業を開始した。その直後バックホーが後退するのを確認したため、誘導員は避難合図を行ったが間に合わずバックホー右後方と	65	30105	10 ～ 29

		接触し転倒した。痛みを訴えたため、直ちに病院に搬送した。診察の結果、右足首の骨折と診断された。			
11	10～ 11	事業場で畑の土をユンボでトラックに積み込む作業を行っていて、土に交じった雑草を取り除いている作業をしていたところ、アームが旋回してバケットが前頭部に当たり負傷した。	75	60101	10 ～ 29
11	11～ 12	整理事業地内の道路新設舗装現場にて、路盤碎石敷均し作業中、前方方面造成のため重機を後退させていた時、重機周辺で敷均し手作業を行っていた作業員が重機の接近に気付かず、重機のキャタピラが作業員の足に当たり、作業員は脛骨を骨折した。	69	30106	10 ～ 29
12	8～9	屋外の荷捌き場にて、重機（マグネット式バックホー）を使用し、トレーラーに貨物を積む作業を行っていたところ、重機の誤作動により、重機のアームが下がり、その反動で重機が傾き、元の状態に戻った際に衝撃があり、中にいた被災者が怪我をした。	48	50201	30 ～ 49

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to：https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_08.html